

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所 1号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 17 年 6 月 5 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、本日より調整運転中ですが、主蒸気管トンネル温度\*<sup>1</sup>を監視する 4 つの系統のうち 1 つの系統の表示器の表示不良を確認いたしました。

このため、本日午後 3 時、主蒸気管トンネル温度が監視できない状況にあることから、保安規定 27 条で定める「運転上の制限\*<sup>2</sup>」を満足していないと判断いたしました。その後、表示器の電源入切により表示が復旧したことから、午後 6 時 10 分、「運転上の制限」を満足していると判断し、「運転上の制限」の逸脱から復帰しております。

原因は、表示画面の一時的な表示不良によるものと考えておりますが、今後調査・確認いたします。

なお、表示不良の間、当該系統による警報が発せられていないこと、また、表示器の復帰後、正常な他の 3 系統とのデータに相違がないことから、当該系統そのものは機能していたと判断しております。

本事象による外部への放射能の影響もありません。

以 上

\* 1 : 主蒸気管トンネル温度

主蒸気管が通っている部屋の雰囲気温度。

\* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

(お問い合わせ先)  
福島第二原子力発電所  
広 報 部  
TEL 0240-25-1353